

議案第 73 号

八潮市上水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する
条例について

八潮市上水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改める等したいため、この案を提出するものである。

八潮市上水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

八潮市上水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第1号）の一部を次
のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「
において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道
」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条に
おいて「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、
同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程」を削り、「衛生工
学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「機械工学科若しくは電
気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上
水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に
従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学
校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した
後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改
め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した
経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等
に」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務
に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし
、同条第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び
学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を
削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号
に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実
務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし
、同条第6号中「の卒業者」を「に規定する学校を卒業した者」に改め、
「同法による」を削り、「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上
水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号に規
定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒
業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経
験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中
「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関

する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当

する課程を除く。)」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「の卒業者」を「に規定する学校を卒業した者」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者は、改正後の第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。